

# 令和8年5月から防災気象情報が新しくなります

国土交通省水管理・国土保全局と気象庁は、令和8年5月29日(金)から新たな防災気象情報の運用を開始します。

この新たな防災気象情報では、河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮の警報などを、避難行動に対応した5段階の警戒レベルと整合させ、災害発生の危険度に応じたレベルの数字を名称に含めて発表します。レベル5に相当する河川氾濫の特別警報や警戒レベル4に相当する危険警報も新たに開始するなど、現行の大雨警報・注意報などが大きく変わります。

レベル3警報やレベル4危険警報が発表されたら、自治体からの避難指示等に十分留意いただくとともに、大雨で危険度が高まった地域が地図で表示される「キキクル」や河川の水位情報を参照して、危険な場所にいる方は早めの避難を心がけてください。

気象庁ホームページに設けた特設ページでは、新たな防災気象情報に関するさまざまな資料を掲載しています。これらの資料を参考に、情報が発表された際にどのような行動をとるか、ご家庭や企業・組織内であらかじめ決めていただくようお願いします。

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のかけ崩れや 土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難! >					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める



◀新たな防災気象情報に関する特設ページ

問合せ  
熊谷地方気象台  
【☎ 048 - 521 - 5858】

## 公共下水道供用開始の区域を拡大

令和8年4月1日から新たに、七本木の一部区域で公共下水道を使用できるようになりました。

また、対象区域にお住まいの方に、宅内排水設備を下水道に接続するために行う最初の改造工事に要する費用の一部を補助しています。補助金の対象となった場合は、3万円～15万円の補助金が交付されますので、下水道への接続をご検討ください(補助金の交付期間は、供用開始告示後3年以内となります)。

### 補助金額(交付要件あり)

3万円(その他要件に該当する世帯には上乗せ補助)

### 補助金交付期限 (供用開始告示後3年以内)

供用開始	補助金交付期限	対象区域
令和6年4月1日	令和9年3月31日	神保原町・金久保の一部(1.28ha)
令和7年12月1日	令和10年11月30日	七本木・神保原町の一部(5.45ha)
令和8年4月1日	令和11年3月31日	七本木の一部(0.69ha)

※詳細な供用区域や補助金の対象区域については、お問い合わせください。

問合せ…上下水道課下水道係【☎35-1228】

### 新規供用開始区域

※塗りつぶし部分が該当区域



# 住民税の申告は正しくお早めに

令和8年度の個人住民税は、令和8年1月1日現在の住所地で、令和7年中の所得等に基づいて課税されます。

住民税の申告は、個人住民税の課税資料として使用されるほか、国民健康保険税やその他各種保険料、保育料、各種福祉年金・手当などの基礎資料になります。令和8年度（7年分）の住民税の申告がまだお済みでない方は、税務課窓口（1階⑫番）で申告してください。



## ◆申告が不要な方

- ①税務署に令和7年分の所得税の確定申告書を提出された方
- ②令和7年中の所得が給与所得のみの方で、勤務先から上里町へ給与支払報告書が提出されている方（給与支払報告書の提出については勤務先にお問い合わせください。）
- ③令和7年中の所得が公的年金等のみで、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除（医療費控除や生命保険料控除など）の適用を受けない方

### （注意事項）

所得がなかった方、遺族・障害年金のみがあった方、扶養親族になっている方などでも、国民健康保険税や介護保険料等の正しい計算や、各種減免・軽減措置を受けるために申告が必要な場合があります。また、令和8年度（7年分）の課税証明書等が必要な方も申告が必要となります。

## ◆申告に必要なもの

（①は申告者全員、②・③は該当者のみ必要です。）

### ①マイナンバー（個人番号）に係る本人確認書類

【例】マイナンバーカード または 通知カードと身元確認書類（※）  
※運転免許証、健康保険の被保険者証、在留カード、障害者手帳など

### ②所得に関するもの

【例】令和7年中の収入金額等を証明する書類  
・給与、公的年金の収入があった方は、源泉徴収票  
・その他の収入がある人は、収支内訳書や収入金額・必要経費がわかる書類

### ③控除に関するもの

【例】各種控除を受けるための必要書類  
・社会保険料等の領収書や納付額証明書（源泉徴収票に記載がある場合は不要）  
・生命保険料、地震保険料の控除証明書

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221】

## ■令和8年度（7年分）課税証明書等の発行について

令和8年度の町民税・県民税（個人住民税）税額決定・納税通知書は、6月10日(水)（予定）に発送します。

令和8年度（7年分）の課税（非課税）証明書・所得証明書は、個人住民税の賦課決定後の発行となりますので、

**6月10日(水)**（予定）から発行することができます。

なお、住民税の申告が遅れている方は、すぐに証明書を発行できない場合もありますのでご注意ください。

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221】

スマホでも納税できます！

## 5月は自動車税の納期です

～スマホ決済アプリ等がご利用いただけます！～

納税通知書は、5月上旬ごろ、  
お手元に届く予定です！！

納税通知書等に記載された地方税統一QRコード（eL-QR）によりスマートフォン決済アプリでの納付が可能です。  
（りそなグループアプリ、auPAY、d払い、PayPay、楽天ペイ、PayB、ファミペイ、楽天銀行アプリなど）

地方税お支払サイトから、クレジットカードやインターネットバンキングなどの方法での納付も可能です。

◀地方税  
お支払サイト

県では、自動車税を納期限までに納税して領収書・決済完了画面を協賛店で提示すると割引などのサービスが受けられる、自動車税「納めてプラス！」キャンペーンを実施しています。

◀県HP  
「納めてプラス！」

障害者の方のための減免申請については、窓口での受付に加えて、郵送および電子申請での受付を開始します。  
詳しくは、県ホームページをご確認ください。

◀県HP  
「自動車税減免」

自動車税チャットボットでは、24時間365日、自動車税に関する質問にお答えします（メンテナンス日を除く）。

◀自動車税  
チャットボット

※自動車税全般に関すること、住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては自動車税コールセンターにご連絡ください。

問合せ…自動車税コールセンター（☎0570-012-229）

## 産前産後期間の国民年金保険料の免除について

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際に、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。

- 対象者…国民年金第1号被保険者
- 届出時期…出産予定日の6か月前から届出可能です。
- 産前産後期間の取り扱い

産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

- 添付書類

出産前の手続きには母子健康手帳が必要です。出産後に手続きする場合は、役場で確認できるため原則不要です。

問合せ…健康保険課医療年金係【☎35-1222】

# 税務課資産税係からのお知らせ

問合せ【☎35 - 1220】(内線 1111 ~ 1114)

## 障害者に対する軽自動車税の減免

障害者が一定の要件を満たした場合、通院・通学や生業等のために使用する軽自動車税が減免になります。

※障害者1人につき1台に限られます。

※普通自動車税が減免されている方は対象外です。

### 【対象】(下記のいずれかに該当する場合)

①車両の所有者および運転者が障害者本人、または障害者と生計をともにする方の場合

②障害者が納税義務者であり、その世帯に運転できる方がいなく、同一生計でない常時介護する方が運転する場合

※軽自動車税の減免は、上記以外で該当する場合があります。詳細はお問い合わせください。

### 【申請期間】

5月1日(金)から6月1日(月)まで(毎年申請が必要です)

※上記期間を過ぎてからの申請は受付できませんのでご注意ください。

### 【準備】

①身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療受給者証のいずれか

②納税通知書(納付せずに窓口までお持ちください)

③運転者の自動車運転免許証または免許情報記録個人番号カード(マイナンバーカード)

④自動車検査証

⑤納税義務者のマイナンバーカード等

### 【減免の対象となる障害の区分および級】

手帳の種類および障害の区分	減免の対象となる障害の級
身体障害者手帳 心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこうまたは直腸	1級または3級
体幹	1級から3級までおよび5級
聴覚	2級または3級
視覚	1級から3級までおよび4級の1(4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08~0.1)
音声または言語機能	3級(こう頭が摘出された場合に限る)
平衡機能	3級
上肢 ※主に手や腕	1級または2級
下肢 ※主に足	1級から6級まで
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能(上肢)	1級または2級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能(移動)	1級から6級まで
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	1級から3級まで
療育手帳	④またはA
精神障害者保健福祉手帳	1級で、かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方
戦傷病者手帳	身体障害者手帳の減免の範囲に準じる

※障害名が「半身不随」など複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの等級(上肢の級、下肢の級)により判定します。

※障害者が施設に入所している場合は、身体障害者手帳1~2級(戦傷病者手帳に準じる場合を含む)の方、療育手帳④またはAの方、精神障害者保健福祉手帳1級で施設以外の病院で精神通院医療を受けている方が対象となります。

## 軽自動車税の納税通知書を発送

5月1日(金)付で、令和8年度軽自動車税の納税通知書を発送します。

令和8年4月1日時点で、町内に原動機付自転車、バイク、軽自動車などを所有している方が対象となります。

※令和8年4月2日以降に廃車手続き、名義変更手続きをされた方につきましても、令和8年度分の税金を納めていただく必要があります。

来年度以降のためにも、乗らなくなった軽自動車等を所有している方は、お早めに廃車手続きをお願いします。

## 固定資産税の納税通知書を発送

5月1日(金)付で、令和8年度固定資産税の納税通知書を発送します。次の①~④の場合には、税務課資産税係へ連絡をしてください。

①海外へ出国(居住・長期滞在)する予定がある。

②未登記の家屋を新築(増築)した・取り壊した、またはそれらの予定がある。

③未登記家屋の所有者を変更した。

④土地の利用状況を変更した、またはその予定がある。

※次の(1)(2)に該当する住宅は、令和8年度から「新築住宅に対する固定資産税の減額措置」の適用がなくなり、本来の税額になります。

(1)令和4年1月2日~令和5年1月1日に新築した一般住宅

(2)令和2年1月2日~令和3年1月1日に新築した長期優良住宅

(3)階建以上の耐火住宅等は除く)他

## 納税相談窓口 ~休日開庁・夜間開庁のお知らせ~

◆5月の開庁日 【休日】(午前8時45分~正午) 5月10日(日)

【夜間】(午後8時まで) 5月25日(月)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

※休日・夜間開庁では、各種証明書は発行できません。

◆相談窓口の問合せ…税務課収税係【☎35-1220(内線1121~1126)】

※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

固定資産税第1期・軽自動車税の納期限は  
**6月1日(月)**です。

税金のお納めには便利な**口座振替**をご利用ください。

〔口座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。〕

## こども家庭センターからのお知らせ 問合せ…子育て共生課子育て支援係【☎35-1236】

こども家庭センターコラム⑦ 支援員 天野喜代美

### 思春期の子どもたち②



前回、長女と二女の思春期について語りましたが、三女の思春期は大変なものでした。幼少期の三女は、家族のアイドル的存在で、イヤイヤ期や反抗期もありましたが、子育てに慣れていた私は、あまり気にせず楽しい子育ての日々を過ごしていました。三女とは、小学6年生まで一緒の部屋で就寝し、誰も見ていないところでは、手を繋ぎ歩きました。

中学生になり、友人と出かけることが増え、少しずつ会話が少なくなり、気がつくとき、食事の時もあまり喋らなくなり、自分の部屋に居ることが多くなりました。私は、いよいよ思春期到来かなと構えていましたが、三女の思春期は姉たちとは、何かが違うように思えました。中学から高校と期間も長く、内容も複雑で私には不可解なことばかりでした。

高校3年生の1学期のことです。三女も進路に悩んでいたのでしょうか。私と話が平行線になり、その後を引き受けた父親とも言い合いになり、家を飛び出してしまいました。三女は、制服着用、学生鞆をもって、社会人で一人暮らしをしている長女の家へ転がり込みました。一週間学校を休み、姉の家で、悶々と生活していたようです。ありがたいことに、長女は、黙って三女の話をはたすら聞いてくれて、話しているうちに、三女の気持ちの整理ができたようでした。何もなかったかのように、自宅に帰ってきた三女は、少し素直になり、親の話にも耳を傾けるようになりました。進路に関しては、三女の選択の見守り体制で過ごし、それなりの進路に進み、三女の思春期は落ち着きました。

三女のイヤイヤ期、反抗期、思春期は大丈夫なんて思っていました。三人三様で、子どもそれぞれに違うことを学びました。

壮絶な思春期の三女でしたが、今では、私の誕生日に、一番最初におめでとうラインを送ってくれたり、父親や私が体調不良になると真っ先に心配してくれる優しい娘です。

三女の思春期は、彼女自身も心の葛藤で辛い思いをしていたと思うし、私もたくさんの葛藤を乗り越えました。思春期の経験は、三女や私を成長させた出来事だったようにも思います。

子育ての結果はすぐに出ないこともあり、数年、数十年かかって結果が出ることもあると、今はしみじみと感じています。

## 上里町男女共同参画推進審議会委員の公募について

町では、令和6年度から令和10年度を計画期間とする「第4次かみさと男女共同参画推進プラン」を策定いたしました。この計画は、男女がそれぞれの個性と能力を認めあい、尊重しあう男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に推進するための指針として策定したものです。

そこで、目標とした「男女共同参画の推進」を実現するための体制が強化できるよう、外部評価をしていただく「審議会委員」を募集します。

**対象**…町内在住の18歳以上で平日昼間に開催される会議に出席できる方

**任期**…委嘱の日から2年間

**募集人数**…若干名

**申込締切**…5月22日(金)

**申込**…子育て共生課人権・男女共同参画係まで指定の応募用紙を直接お持ちいただくかまたは郵送(必着)

※応募用紙は、男女共同参画推進センターで配布しているほか町ホームページからもダウンロードできます。

**問合せ**…男女共同参画推進センター【☎35-1357】

## 認知症でお悩みのご家族の方

# 認知症初期集中支援チームへご相談ください



### 『認知症初期集中支援チームとは？』

専門職がチームとなり、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、困りごとを解決するための支援をしています。

町では、保健師、看護師、社会福祉士がチーム員となっており、認知症サポート医が支援の方針への助言などでチーム員をバックアップしています。

### ●どんな支援をしてくれるの？

認知症またはその疑いがある方のご家庭を認知症初期集中支援チーム（専門職）が訪問し、認知症に関する情報の提供や相談、医療機関の受診や介護保険のサービス等の利用につなげる支援を行います。

### ●対象となる方

町内在住で、40歳以上で認知症の方やその疑いのある方のうち、次の①～③のいずれかに該当する方

- ①認知症の診断を受けていない方、または治療を中断されている方
- ②介護保険サービスを利用していない方、または利用を中断している方
- ③何らかのサービスは利用しているが認知症による症状が強く、どのように対応したらいいのか困っている方

### ●費用…無料

問合せ…高齢者いきいき課地域包括支援係【☎35-1243】

## いきいきラウンジからのお知らせ

### ラウンジジム使い方講座

運動器具の効果的な使い方を指導します。

- 日 時…5月27日(水)、①午前9時30分～9時55分（初心者向け）  
 ②午前10時～10時25分（経験者向け）  
 ③午前10時30分～10時55分（経験者向け）

講 師…スポーツインストラクター 入 美由紀 氏

持ち物…運動靴、運動しやすい服装、水分補給用飲料、ラウンジジム利用登録証

定 員…各回10名（先着順）

申 込…5月8日(金)、午前9時から申込フォームまたはいきいきラウンジ窓口まで

ラウンジジムの利用登録をされていない方は、事前に利用申請をしてください。 ▲申込フォーム



### 映画鑑賞会 「超高速!参勤交代」

日 時…6月8日(月)、午後1時30分から

定 員…40名（先着順）

申 込…5月11日(月)、午前9時から

申込フォームまたは  
いきいきラウンジ窓口まで



▲申込フォーム

### 介護予防教室

#### 「物忘れを防ぐ脳と体の動かし方」

日 時…6月24日(水)、午前10時から

講 師…理学療法士 飯島 春樹 氏

定 員…20名（先着順）

申 込…5月18日(月)、午前9時から

申込フォームまたは  
いきいきラウンジ窓口まで



▲申込フォーム

問合せ…高齢者いきいき課高齢介護係【☎35-1243】